

○佐渡市低入札価格調査制度に関する事務取扱要領

平成31年3月4日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事の入札における低入札価格調査制度の事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定するために行う調査制度をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行うための基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を行うことなく当該入札者を失格とする基準をいう。
- (4) 低価格入札 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格での入札をいう。
- (5) 低価格入札者 低価格入札を行った者をいう。

(低入札価格調査制度の対象)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価落札方式により落札者を決定する建設工事とする。ただし、佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めた建設工事は、この限りでない。

(調査基準価格及び失格基準価格の算定方法等)

第4条 佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領(平成31年訓令第1号。以下この条において「要領」という。)に規定する変動型最低制限価格及び下限価格と同様の方法により算出された価格を調査基準価格及び失格基準価格とする。この場合において、要領中「変動型最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と、「下限価格」とあるのは「失格基準

価格」と読み替えるものとする。

- 2 調査基準価格及び失格基準価格を算定したときは、予定価格書に当該調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。
- 3 予定価格を入札執行前に公表するときは、予定価格と併せて失格基準価格を公表するものとする。
- 4 第1項に規定する算定方法は、佐渡市ホームページ等に掲載し、公表するものとする。
- 5 第1項の規定により算定した調査基準価格は、落札者決定後、入札決定と併せて速やかに公表するものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 調査基準価格を設定するときは、入札公告又は入札執行通知書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度の対象工事であること。
- (2) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請時に、開札の結果自らが低価格入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できること。
- (4) 低価格入札者は、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。ただし、当該低価格入札者が低入札価格調査を辞退することは妨げないこと。
- (6) 低価格入札者と契約を締結する場合は、第14条に規定する措置をとること。

(落札者決定の保留)

第6条 入札の結果、低価格入札者が総合評価落札方式における総合評価点が最も高い者(以下「調査対象者」という。)である場合には、落札の決定を保留するものとし、落札者は後日決定するとともに結果について通知する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条の入札が行われた場合は、入札等を担当する課の課長(以下「入札等担当課長」という。)は、関係職員と協力して、調査対象者に対し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて判断するために、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、調査対象者から、入札価格の詳細な内訳書(必要に応じその積算の基礎となる資料(下請予定業者等からの見積書等)を含む。)及び次の各号に掲げる事項について説明する資料を提出させるものとする。ただし、必要に応じ、調査対象者以外の低価格入札者からも提出させることができるものとする。

- (1) 積算内訳(入札時工事内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。)
- (2) 手持工事の状況及び配置予定技術者
- (3) 手持資材の状況及び資材購入等の予定
- (4) 手持機械の状況及び機械リース等の予定
- (5) 労務者の状況
- (6) 下請状況(施工時配置技術者確保の状況、法定福利費の確認等)
- (7) 建設副産物の搬出予定
- (8) 過去に施工した公共工事の状況
- (9) 経営状況(決算状況の確認等)
- (10) 信用状態(建設業法(昭和24年法律第100号)違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)
- (11) その他特に必要と認められる事項

3 前2項に規定する低入札価格調査の実施は、速やかに低入札価格調査実施通知書(様式第1号)により調査対象者へファックスで通知し、前項に掲げる資料の提出を求めるものとする。

4 前項の通知に当たっては、原則として通知を行う翌日から起算して3日以内(佐渡市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に規定する市の休日を除く。)を提出期限として定め、低入札価格調査制度に基づく調査資料(様式第2号)の提出を求めるものとし、期限までに調査資料を提出しないときは、当該調査対象者の入札を無効とする。

5 調査対象者は、前項に規定する提出期限までに、低入札価格調査の辞退を申し出ることができる。

6 入札等担当課長は、第2項の規定により提出された調査資料について調査するとともに、必要に応じ、調査対象者からの事情聴取及び関係機関への経営状況の照会等による調査を行うものとする。

7 入札等担当課長は、必要に応じ、調査対象者以外の低価格入札者からも第2項に規定する調査資料を提出させるとともに、前項に規定する事情聴取及び関係機関への照会等の調査を実施することができるものとする。

(調査班の設置)

第8条 低入札価格調査は、調査班を設け調査を行う。

2 調査班は、入札等担当課長を班長とし、班員は、入札案件の設計・工事等を担当する課の職員、契約検査室の職員及びその他必要と認める職員をもって充てる。

(低入札価格調査の辞退)

第9条 第5条第3号及び第7条第5項の規定により低入札価格調査を辞退するときは、低入札価格調査辞退届(様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の規定により低入札価格調査を辞退したときは、当該入札を無効とする。

(委員会への報告及び審議)

第10条 入札等担当課長は、第7条の規定により低入札価格調査を実施したときは、その調査結果を低入札価格調査書(様式第4号)に取りまとめ、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審議し、当該調査対象者と契約することの適否を決定する。

3 前項の委員会の審議に当たっては、企画財政部長、建設部長及び入札案件の設計・工事等を担当する課を所掌する部長を同席させ、意見を聞くものとする。

(落札者の決定)

第11条 前条の審議の結果、委員会が契約することを適当と認めるときは、当該調査対象者を落札者として決定し、市長へ報告するものとする。

- 2 前条の審議の結果、委員会が低価格入札者との契約を不相当である旨の決定をしたときは、当該調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価落札方式における総合評価点が最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定し、市長へ報告するものとする。
- 3 前項の規定は、第9条の規定により調査対象者の入札を無効とする場合において準用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次順位者が低価格入札者であるときは、第7条から本条までの規定による手続を行い、落札者を決定するものとする。
(落札者等への通知)

第12条 前条第1項の規定により落札者を決定したときは、入札等担当課長は、直ちに当該調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

- 2 前条第2項の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあつては、前2項の通知を電子情報処理組織による通知をもって代えることができる。
(低入札価格調査結果の概要の公表)

第13条 低入札価格調査を実施した建設工事に係る調査結果の概要の公表は、第10条第1項に規定する低入札価格調査書(様式第4号)の写しを財政課において閲覧に供する方法により行うものとする。
(低価格入札者との契約等に係る措置)

第14条 入札等担当課長は、低価格入札者と契約を締結する場合は、次の各号に掲げる事項を条件とし、建設工事請負契約書に低入札価格調査制度に基づく特記事項(様式第5号)として添付する。

- (1) 契約保証金の額は、通常請負代金額の10分の1以上が10分の3以上となること。
 - (2) 違約金の額は、通常請負代金額の10分の1が10分の3となること。
- 2 設計・工事等を担当する課の課長は、請負者が低価格入札者であった場

合は、次の各号に掲げる監督体制の強化等の措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図の提出に際し、必要に応じて、請負者からその内容の聴取を行う。
- (2) 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者からその内容の聴取を行う。
- (3) 監督職員に対し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては立会いすることを原則として入念に行わせるものとする。この場合において、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。
- (4) 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知から適用する。

様

(入札等担当課長)

低入札価格調査実施通知書

年 月 日に行った下記工事の入札については、貴社の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされるか否か調査を行います。

つきましては、下記のとおり調査資料を 年 月 日までに提出してください。

記

1 調査対象工事番号・工事名

2 調査項目及び提出書類

(1) 調査項目

- ① 積算内訳
- ② 手持工事の状況及び配置予定技術者
- ③ 手持資材の状況及び資材購入等の予定
- ④ 手持機械の状況及び機械リース等の予定
- ⑤ 労務者の状況
- ⑥ 下請状況
- ⑦ 建設副産物の搬出予定
- ⑧ 過去に施工した公共工事の状況
- ⑨ 経営状況
- ⑩ 信用状態
- ⑪ その他特に必要と認められる事項

(2) 提出書類

別紙「低入札価格調査制度に基づく調査資料」(様式第2号)による。

※ 提出期限日以降の書類の訂正、差替えなどはできません。

※ 提出された書類内容によっては、追加書類の提出を求めるとともに、事情聴取を実施する場合がありますので、ご協力願います。

3 提出先

担当

電話

ファックス

低入札価格調査制度に基づく調査資料

住所(所在地)

商号又は名称

代表者

⑩

※ 必要に応じて記載欄を追加すること。

1 積算内容

- (1) その価格により入札した理由(経費削減が図られた理由等を具体的に記入すること。)
- (2) 契約保証(請負代金額の10分の3以上)方法(現金納付及び有価証券の提供以外の場合は、予定会社名についても記入すること。)
- (3) 入札金額に対応する積算内訳書(入札時工事内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。)
 - ⑩ 工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。
 - ⑩ 積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上の内容、数量、単価等がわかるものを作成すること。一般管理費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み上げること。
- (4) 総合工程表

2 手持工事の状況及び配置予定技術者

(1) 手持工事の状況

工事名	発注者名	工期	施工場所	工事概要	請負金額	配置技術者名	調査対象工事との関連
						<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人 ・ 主任技術者(監理技術者) ・ 専門技術者 	

(2) 配置予定技術者

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号・交付番号

※ 雇用関係がわかる書類(健康保険証等の写し等)を添付すること。

3 手持資材の状況及び資材購入等の予定

(1) 手持資材の状況

工種	品名	規格・型式	単位	手持数量	調査対象工事での使用予定量	不足数量	不足数量の手当て方法

※ 手持資材の状況については、主に調査対象工事で使用予定の資材を記入すること。

(2) 資材購入等の予定(別添:見積書写し)

工種	品名	規格・型式	単位	数量	調達方法	調達先名	調達先との関係

※ 調達先との関係:協力会社、同族会社、資本提携会社等

※ 見積書写しを添付すること。

4 手持機械の状況及び機械リース等の予定

(1) 手持機械の状況

工種	機械名	規格・型式・能力・年式	単 位	手持数量	調査対象工事での使用予定	現在の利用状況

※ 手持機械の状況については、主に調査対象工事に使用予定の機械を記入すること。

(2) 機械リース等の予定(別添:見積書写し)

工 種	機械名	規格・型式・能力・年式	単 位	数 量	調達方法	調達先名	調達先との関係

※ 調達先との関係:協力会社、同族会社、資本提携会社等

※ 見積書写しを添付すること。

5 労務者の状況

工 種	職 種	予定人員	自社・下請・新規雇用	労務単価	従事期間

6 下請状況(別添:見積書写し)

工 種(工事内容)	下請業者名	下請業者の技術者	下請予定金額	下請業者との関係

※ 下請させる場合の内容、第一次下請予定業者名及び下請予定金額を記入すること。

※ 下請予定業者の見積書は、資材単価・数量、労務単価・人役、法定福利費の確認が可能なものを添付すること。

7 建設副産物の搬出予定

建設副産物	受け入れ予定会社	受け入れ予定箇所	搬出予定量	受け入れ価格	運搬距離

※ 調査対象工事で発生する、全ての建設副産物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土等)について記載すること。

8 過去に施工した公共工事の状況

(1) 前年度に完成した公共工事の状況

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

(2) 低入札価格による受注実績

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

※ 過去の低入札価格による受注実績の状況を記入すること。

※ 佐渡市が発注した工事及び現在施工中の工事を含む。

9 経営状況

(1) 別添:過去2年の決算報告

(2) 取扱金融機関名

10 信用状態

(1) 建設業法違反の有無(□内に✓印を付け、必要事項を記載してください。)

無 有

有の場合は、時期、内容、処分状況について記入すること。

--

(2) 賃金不払い、下請代金の支払遅延状況の有無(□内に✓印を付け、必要事項を記載してください。)

無 有

有の場合は、時期、内容について記入すること。

--

(3) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令違反の有無(□内に✓印を付け、必要事項を記載してください。)

無 有

有の場合は、時期、内容について記入すること。

--

11 その他

様式第3号(第9条関係)

低入札価格調査辞退届

開札日 年 月 日

工事番号・工事名

工事場所

	低入札価格調査の調査対象者となった場合は、低入札価格調査を辞退します。このことにより、当該入札が無効となることについて異議はありません。
	低入札価格調査の調査対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該工事の落札者となることを辞退します。

※ □内に✓印を付けてください。

年 月 日

住所(所在地)

商号又は名称

代表者

⑩

佐渡市長 様

様式第4号(第10条、第13条関係)

低入札価格調査書

1 概要

工事名・工事番号	
工事場所	地内
工事概要	
入札日	年 月 日
調査対象者 住所・商号	

2 入札記録

入札価格(税抜き)	円(対予定価格 %)
予定価格(税抜き)	円
調査基準価格(税抜き)	円(対予定価格 %)
失格基準価格(税抜き)	円(対予定価格 %)
備考	

3 調査結果の概要

1 積算内訳	
2 手持工事の状況及び 配置予定技術者	
3 手持資材の状況及び 資材購入等の予定	
4 手持機械の状況及び 機械リース等の予定	
5 労務者の状況	
6 下請状況	
7 建設副産物の搬出予 定	
8 過去に施工した公共 工事の状況	
9 経営状況	
10 信用状況	
11 その他	

4 総合評価

<input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると認める。 <input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。

様式第5号(第14条関係)

低入札価格調査制度に基づく特記事項

本契約においては、佐渡市財務規則(平成16年佐渡市規則第54号)佐渡市建設工事請負基準約款を次のように読み替えるものとする。

1 第4条関係

第1項中「請負金額(変更契約により請負金額が当初請負金額の10分の5以上増額したときは、変更後の請負金額をいう。)の10分の1に相当する金額以上」を「請負金額(変更契約により請負金額が当初請負金額の10分の5以上増額したときは、変更後の請負金額をいう。)の10分の3に相当する金額以上」に読み替える。

第2項中「当該変更後の請負金額の10分の1に相当する金額」を「当該変更後の請負金額の10分の3に相当する金額」に読み替える。

第5項中「請負金額の10分の1以上」を「請負金額の10分の3以上」に読み替える。

2 第45条関係

第3項中「前2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は請負金額の10分の1に相当する額」を「前項各号のいずれかの規定により契約が解除された場合においては、乙は請負金額の10分の3、第1項の規定により契約が解除された場合においては、10分の1に相当する額」に読み替える。

3 第45条の2関係

第1項中「請負代金額の10分の1に相当する額」を「請負代金額の10分の3に相当する額」に読み替える。

低入札価格調査判断基準

低入札価格調査の実施に当たり、低価格入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又は低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて判断を行うための基準を次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、判断基準のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断して、当該低価格入札者は落札者とししないものとする。

1 基本的考え方

- (1) 調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 入札価格は適正な見積もりに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せのおそれがなく、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり(赤字を前提とした見積り等)でないこと。

2 判断基準

項目	内容
1 調査に協力しない場合	<ol style="list-style-type: none">① 提出期限までに調査資料の提出がなく、必要な調査を行うことができない場合② 提出書類に虚偽記載があるなど、不誠実な行為を行った場合③ 事情聴取に応じない場合④ 事情聴取において、提出資料等に基づき根拠ある説明ができない場合⑤ 事情聴取において、不適切、不誠実な対応を行い、調査の進捗を妨げた場合
2 設計仕様書等に適合しない場合	<ol style="list-style-type: none">① 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合② 材料・製品について、発注者が示した設計仕様適合した品質・規格を満足していない場合
3 積算内訳書の積算根拠等が適正でない場合	<ol style="list-style-type: none">① 入札時の工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合② 入札時の工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがある場合。③ 入札時の工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの明示がない場合

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 算出根拠が明確でない場合 ⑤ 金額が一括計上されている場合 ⑥ 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 ⑦ 必要な経費(技術提案の実現に係る経費を含む)が適切な費目に計上されていない場合 ⑧ 労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合 ⑨ 下請予定業者、資材購入予定業者及び機械リース予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合 ⑩ 下請、資材購入及び機械リースについて見積額を下回る積算額が計上されており、その根拠が明確でない場合 ⑪ 下請見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)が不明確な場合 ⑫ 手持資材の確認ができない場合 ⑬ 手持機械の所属等が確認できない場合 ⑭ 労務者の雇用関係等が確認できない場合 ⑮ 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 ⑯ 一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 ⑰ 不足経費について、会社経費等から補填するなど、工事単体として実行予算が成り立たない場合
4 建設副産物の処理が適正でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 ② 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 ③ 建設副産物処理費用算出根拠が明確でなく不当に低額な費用を計上している場合
5 過去の工事成績が標準を下回る場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 低入札価格により受注した工事、もしくは当該年度又は前年度完成した市営建設工事について評価が行われた工事で65点未満の工事成績評価を通知された工事がある場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等有ると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 法令違反が認められる場合 ② 配置予定技術者が他の工事の専任技術者となっている場合等、施工体制が適切ではない場合 ③ 下請見積書を提出した者が、工事に必要な許可等を請けていない場合
7 上記のほか、適正な工事の履行が行なわれないおそれがあると認められる場合	